

# 特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和3年10月1日より

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)
要介護1	第1段階	573	36	4	8	13	634	0	300	934	28,020
	第2段階							370	390	1,394	41,820
	第3段階①							370	650	1,654	49,620
	第3段階②							370	1,360	2,364	70,920
	第4段階							855	1,445	2,934	88,020
要介護2	第1段階	641	36	4	8	13	702	0	300	1,002	30,060
	第2段階							370	390	1,462	43,860
	第3段階①							370	650	1,722	51,660
	第3段階②							370	1,360	2,432	72,960
	第4段階							855	1,445	3,002	90,060
要介護3	第1段階	712	36	4	8	13	773	0	300	1,073	32,190
	第2段階							370	390	1,533	45,990
	第3段階①							370	650	1,793	53,790
	第3段階②							370	1,360	2,503	75,090
	第4段階							855	1,445	3,073	92,190
要介護4	第1段階	780	36	4	8	13	841	0	300	1,141	34,230
	第2段階							370	390	1,601	48,030
	第3段階①							370	650	1,861	55,830
	第3段階②							370	1,360	2,571	77,130
	第4段階							855	1,445	3,141	94,230
要介護5	第1段階	847	36	4	8	13	908	0	300	1,208	36,240
	第2段階							370	390	1,668	50,040
	第3段階①							370	650	1,928	57,840
	第3段階②							370	1,360	2,638	79,140
	第4段階							855	1,445	3,208	96,240

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**8.3%**が加算されます。

要介護5の場合：908単位×30日（利用日数）×8.3%＝**2,260円/月**（単数は四捨五入）

◎介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、**2.7%**が加算されます。

要介護5の場合：908単位×30日（利用日数）×2.7%＝**735円/月**（単数は四捨五入）

◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者、境界層該当者（境界層該当証明証等添付）</li> <li>市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者</li> <li>かつ、預貯金などが単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。</li> <li>かつ、預貯金などが単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下の方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。</li> <li>かつ、預貯金などが単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下の方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。</li> <li>かつ、預貯金などが単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下の方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記（第1～3段階）以外の方</li> </ul>

# 特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧

令和3年10月1日より

第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	36	4	8	13	634	855	1,445	2,934	88,020
	2割負担	1,146	72	8	16	26	1,268	855	1,445	3,568	107,040
	3割負担	1,719	108	12	24	39	1,902	855	1,445	4,202	126,060
要介護2	1割負担	641	36	4	8	13	702	855	1,445	3,002	90,060
	2割負担	1,282	72	8	16	26	1,404	855	1,445	3,704	111,120
	3割負担	1,923	108	12	24	39	2,106	855	1,445	4,406	132,180
要介護3	1割負担	712	36	4	8	13	773	855	1,445	3,073	92,190
	2割負担	1,424	72	8	16	26	1,546	855	1,445	3,846	115,380
	3割負担	2,136	108	12	24	39	2,319	855	1,445	4,619	138,570
要介護4	1割負担	780	36	4	8	13	841	855	1,445	3,141	94,230
	2割負担	1,560	72	8	16	26	1,682	855	1,445	3,982	119,460
	3割負担	2,340	108	12	24	39	2,523	855	1,445	4,823	144,690
要介護5	1割負担	847	36	4	8	13	908	855	1,445	3,208	96,240
	2割負担	1,694	72	8	16	26	1,816	855	1,445	4,116	123,480
	3割負担	2,541	108	12	24	39	2,724	855	1,445	5,024	150,720

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、8.3%が加算されます。

要介護5の場合：908単位×30日（利用日数）×8.3%＝2,260円/月（単数は四捨五入）

◎介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・総単位数（1ヶ月の合計単位数）に、2.7%が加算されます。

要介護5の場合：908単位×30日（利用日数）×2.7%＝735円/月（単数は四捨五入）

◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・生活保護受給者、境界層該当者（境界層該当証明証等添付） ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の方。	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下の方。	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下の方。	・市民税世帯非課税であって、 課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下の方。	・上記（第1～3段階）以外の方